

利水調整規程

(貯水・配水)

第 1 条 この両池の貯水は毎年 1 2 月 1 日より開始し、翌年 5 月 1 0 日までに両池貯水主任が責任をもって満水させる。又池守は貯水主任の指揮監督を受け、その業務を行う。両池の貯水量は、小田池 1 4 2 万 m³、奈良須池 1 4 5 万 m³、合計 2 8 7 万 m³、である。

配水 1 (統制するユルについて)

両池の初抜きは毎年 6 月 1 7 日午前 6 時と固定し、小田池本ユル、奈良須池本ユルは配水の都合により 2 本抜きすることができる。

尚、理事長は理事会にはかり、予備水として 2 0 万 m³の限り操作することができる。

配水 2 (統制外のユルについて)

両池が配水統制しないユルについては次の通りとする。

横 矢 ユ ル

- (1) 初抜きは両池と同時に行う。
- (2) ユルの開閉はしないのを慣行とする。
- (3) 作者全員の協議によって運営する。
- (4) 維持費、人夫賃、修繕費等は両池会計によって支弁する。

小 ユ ル

- (1) 抜き方は午前 6 時から午後 7 時までとする。
- (2) 鍵は池守が保管する。
- (3) 意思の決定は受益地区の水配係が行なう。
- (4) 維持管理費、人夫賃等は古川までの水路限りとして、両池が負担する。
- (5) 受益地区には両池の賦課金を賦課する。
- (6) 渡し切りは、関係する各地区の水配の立会をとって行なう。
- (7) 揚水する場合は、両池で負担を行なう。

岡 本 ユ ル 、 丈 ユ ル

- (1) 抜き方は午前 6 時から午後 7 時までとする。
- (2) 鍵は池守が保管する。
- (3) 意思の決定は耕作者それぞれが行なう。
- (4) 渡し切りになってからの揚水費は両池の負担とする。(この頃は西ユルにも適用する。)
- (5) 受益地区には両池の賦課金を賦課する。
- (6) 渡し切りは、関係する各地区の水配の立会をとって行なう。

分水 1 小 田 池 関 係

両池分水は午前 6 時に行なう。明神にきた水は天水、内場の水を問わず両池の水とし

て処理し、小田池に関しては内場池の水と明神の水を合わせて池守が分水する。分水方法は旧水路と幹線にそれぞれ取水量の半分ずつのせる。

但し、川部地区の支線完成後の分水方法についてはその時点で関係者が協議して改める。

又内場池の計画配水の場合は、原又、井、大明神も弦打幹線に含めて行なう。

従来の正膳股の2分の上流からの自然水の取水権利は、慣行として残す。

又、明神股とクマタカ股の取水は旧慣行により池守がする。掌理する。

分水 1 奈良須池 関係

奈良須池の分水については、本ユルと西ユルの水を合わせて大股で分水を行ない、中間西又は本津幹線西山崎、飯田、檀紙、円座地区は旧水路を利用して、配水を行なう。

但し、奈良須水路が完成し中央幹線へ奈良須池の水がのせられるようになった時点には小田池同様地区関係者が排水方法の協議をし、改正するものがあれば改正して円滑なる配水に努める。尚、池守は内場池の水についても御厩、衣掛、香西掛に対す分水の業務を行なう。

(分水に立会する人の範囲)

第 2 条 従来大股で立会していた各地区水配の人をもつ人は、明神まで上がり立会することができる。大股の分水に対する要望は従来の慣行通りにする。

(雨天の場合の上げ水について)

第 3 条 原則としては差上通りとし、臨時の場合は池守の判断にまかす。

(割 水)

第 4 条 両池の本数は小田池 60 本、奈良須池 60 本として、貯水量が半分になったら割水とし、残量を各受益地区の判別に割る。

(渡し切り)

第 5 条 各ユルの渡し切りを行なった以降のユルの開閉権は当該ユルの関係者に一任する。

イ 小田池(本ユル)は、ユルの上板より 4 尺 7 寸(1.42m)の水位になった時点で行なう。

ロ 小田池(明神ユル)は、上板より 2 尺 5 寸(0.75m)の水位になった時点で行なう。

ハ 小田池(小ユル)は、上板より 4 尺 (1.21m)の水位になった時点で行なう。

ニ 奈良須池(本ユル)は、ユルの底板より 7 尺 5 寸(2.27m)になった時点で行なう。

ホ 奈良須池(西ユル)は、ユルの底板より 3 尺 4 寸 5 分(1.04m)になった時点で行なう。

ヘ 奈良須池(岡本ユル)は、西ユルが渡し切りになった時に同時に行なう。

(配水責任期間)

第 6 条 両池の配水は、毎年 6 月 17 日より 9 月 10 日までの期間を責任期間とする。この間の配水については、配水係が理事会(配水委員会)の議を経て行なう。

ただし、配水計画表及び池守の責任期間は 9 月 30 日までとする。

(サンザイについて)

第 7 条 サンザイとは、そのユルのゴミ水を最後までとれる地域のことをいう。また、各ユルのサンザイの地域は別図（2）、（3）の通りある。

附 則

本規約は昭和46年6月19日より施行する。

尚、本委員会は次のとおり開催した。

第 1 回 昭和45年6月20日

第 2 回 昭和45年6月30日

第 3 回 昭和45年7月25日

第 4 回 昭和46年6月12日

1. この改正規程は、平成3年4月1日より施行する。
1. この改正規程は、平成14年4月1日より施行する。
1. この改正規程は、平成21年4月1日より施行する。
1. 平成31年4月1日より、配水規定から、利水調整規程に名称を変更する。